

KLM 無期転換逃れの オランダ航空の 雇止めは脱法行為!!

32名の日本人客室乗務員が裁判でたたかう

ジャパンキャビンクルーユニオン組合員の日本人契約制客室乗務員が、KLM オランダ航空 (KLM) の無期転換逃れの雇い止め撤回を求め、東京地裁に提訴してたたかっています。

2018年12月に第1陣19名が提訴した事件は、その後10名が加わって原告29名となり(第1,2,4陣裁判)、3月19日の8回目の裁判後、コロナ禍により中断、来年1月28日に9回目が行われます。

2019年5月に雇い止めされ、労働審判で完全勝利したものの、訴訟に移行した3名の事件(第3陣裁判)は、11月2日に4回目の裁判が行われ、今回は2月8日となりました。2つの訴訟は争点が異なるために、別々に並行して裁判が行われています。



第3陣弁論更新で原告・弁護人が意見陳述

両訴訟とも、コロナ禍で裁判が中断している間に、裁判官が人事異動で交代となり、第3陣11月2日の弁論更新では、原告と代理人が意見陳述を行いました。

原告の組合員3名は、入社後の訓練期間を含めて5年2ヵ月の雇用期間となり、労働契約法18条に基づき無期雇用となるはずでした。しかし、KLMが「訓練期間は雇用ではない」と雇い止めたため、労働審判を申し立て、昨年8月に無期雇用を認める審判となりましたが、KLMが異議を出し訴訟に移行しました。

それから1年2ヵ月、11月2日の法廷で原告は、3回も書面の提出を遅らせるなど、明らかに裁判引き延ばしを意図したKLMの対応を批判し「一日でも早く空の職場に戻りたい。これ以上、私たちの大切な仕事、時間を奪わないでほしい」と訴えました。

代理人弁護士は、KLMの無期転換逃れを「有期労働契約の濫用的な利用」と批判し、「客室乗務員による空の安全の確保は安定した雇用や長期の乗務経験からこそ生まれる」として、原告の速やかな復職を求めました。

【口頭弁論日程】

1,2,4 陣裁判 1月28日 16:00 東京地裁 709号法廷

第3 陣裁判 2月8日 11:00 東京地裁 631号法廷

コロナ禍のしわ寄せは契約社員に 無期転換逃れの脱法行為を許すな

新型コロナウイルス感染症により、航空業界は3月以降、国際線を中心に大幅な減便が続
き、多くの客室乗務員が乗務できない状態となっています。

客室乗務員が正社員雇用となっている日本企業では、雇用調整助成金を活用し、莫大な赤
字を出しつつも雇用を維持し、事業そのものをやめるエアアジア・ジャパン以外では、ANA
とジェットスター・ジャパンが希望退職を募集するにとどまっています。

一方で、日本人客室乗務員を契約制で雇用していた外国航空会社では、契約更新の合理的
期待があり（期間満了での雇い止めはできない）、雇用調整助成金の支給期間内であるにも拘
らず、1~2年働いた時点で次々と雇い止めしています（アジアナ航空、中華航空、大韓航
空、中国南方航空）。さらに、KLM オランダ航空と同様に「契約上限5年」とする、無期転
換逃れの契約制度の企業もあることが明らかになりました。

非正規雇用拡大の弊害から、雇用の安定を目的に労働契約法18条（5年を超えて働けば無期雇用に切り替え
られる）が作られました。それを逃れるため、契約上限を設けて契約社員を使い続ける脱法企業が、コロナ禍で
メリットを受け、それが容認されれば、脱法企業の手法が正当化され、不安定雇用の拡大を招きます。

通常でも弱い立場にある契約社員が、コロナ禍でもまっ先に犠牲になります。そのような犠牲者を少しでも減
らしていくには、無期転換逃れの脱法行為を許してはなりません。

犠牲は常に
契約社員か
ら……。



無期転換逃れ横行の危険性が高まる

2019年9月、労働法研究者の南山大学緒方桂子教授は、無期転換逃れの雇い止めに対し、

- ① 更新限度条項（雇用期間の上限設定）は、実質的に労働者の無期転換の権利を事前に放棄させる役割をもつ。
- ② 日本の有期労働法制は、利用目的と期間設定の適合性を求めているが、無期転換逃れが利用目的なら、その法的要請に反する。
- ③ 無期転換逃れが適法だとして横行すれば、労働者は「雇用生活の不安定化」という深刻な問題に直面し続け、社会的に深刻な問題となる（法の趣旨に反する）。

と、3つの問題点を指摘し、無期雇用に逃れる目的で契約上限を設定して雇い止めすることは、公序良俗に反し違法無効とすべきと主張しています（「有期労働契約の更新限度条項に関する一考察」季刊労働法266号）。

コロナ禍の契約制客室乗務員の雇い止めは、③の無期転換逃れの横行を招く危険性を示しています。労働契約法18条制定後、無期転換逃れの上限設定による雇い止めの是非を、正面から争った裁判はまだありませんが、緒方教授は「新たな法理を立てる必要性が生じたと言える」と述べています。

KLMの5年の契約上限設定の目的は、明らかに無期転換逃れです。東京地裁は、この事件について従来の判例に基づく検証だけではなく、法改正という状況の変化も加味して判断していくべきです。



公正な判決求め東京地裁前で宣伝

2020年12月02日 東京地裁前宣伝ビラ

航空労組連絡会 Japan Cabin Crew Union (JCU)

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 Tel03-3742-3251